

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号事業重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(大阪府指定第2774007377号)

スーパー・コート豊中桃山台訪問介護事業所

◇◆目次◆◇

1. 事業者
 2. 事業所の概要
 3. 訪問介護相当サービスの内容と利用料金等
 4. 利用料金、その他の費用の請求および支払方法について
 5. 事業者の記録作成・交付について
 6. 身体拘束の原則禁止について
 7. 虐待防止について
 8. 衛生管理について
 9. 秘密の保持と個人情報の保護について
 10. 損害賠償について
 11. 契約の終了について
 12. 当事業所訪問介護相当サービスに関する相談・苦情について
 13. 緊急時（事故発生時）の対応
 14. その他運営に関する重要事項
- 介護職員処遇改善加算について
初回加算について
介護職員等特定処遇改善加算について

最終ページにご署名・ご捺印をお願いいたします

介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業重要事項説明書

当事業所は利用者に対して訪問介護相当サービスを提供します。事業所の内容や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

事業者名称	株式会社 スーパー・コート
代表者氏名	代表取締役 山本 晃嘉
法人所在地	大阪市西区西本町1丁目7番7号 TEL:06-6543-2291 FAX:06-6541-9004

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	スーパー・コート豊中桃山台訪問介護事業所
介護保険指定事業者番号	大阪府指定第2774007377号
事業所所在地	大阪府豊中市寺内2丁目13番4-303号
連絡先	TEL:06-6151-2970 FAX:06-6151-2974
相談担当者	管理者 若宮 央貴
事業実施地域	豊中市

(2) 事業の目的および運営方針

・事業の目的

要支援状態となった利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防訪問介護計画に基づき、身体介助・生活援助、日常生活上の見守り援助を行うことにより、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族等の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

・運営方針

利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、大阪市や他の保健医療サービスおよび福祉サービス事業者、地域との連携に努め、懇切丁寧なサービスを提供する。また、常に介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(3) 事業所の営業日と営業時間

・営業日 月曜日～日曜日

・営業時間 午前9時00分～午後6時00分

上記の営業日・営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

また、利用者の希望によりサービス提供も行います。

(4) 事業所の職員体制

- ・事業所の管理者 1名 (常勤)
- ・サービス提供責任者 2名 (常勤)
- ・訪問介護員 0名 (常勤) ・ 102名 (非常勤) (状況に応じ増員あり)

3. 訪問介護相当サービスと利用料金等

- ・訪問介護相当サービスの内容

自立支援を目的として、身体介護や生活援助、見守り援助を行います。

サービスの 提供区分	訪問型介護相当 サービス費（Ⅰ）	訪問型介護相当 サービス費（Ⅱ）	訪問型介護相当 サービス費（Ⅲ）
	週1回程度利用必要	週2回程度利用必要	週2回程度を超えるもの
基本単位	1, 176/月	2, 349/月	3, 727/月
月途中で利用を 開始（終了）時 単位	39/日	77/日	123/日

*新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全サービスにおいて、令和3年4月から同年9月までの間、基本報酬に0.1%上乗せされます。

*「週○回程度利用必要」とは、週当たりのサービス提供頻度による区分を示すもので、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料は変動せず定額となります

*適切なサービス提供等により利用者の状態が改善する等、当初のサービス提供区分において想定されたよりも少ないサービス提供になること、または多くのサービス提供になることがあります。その場合であっても月途中での支給区分の変更は行いません。なお翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による訪問介護相当サービス介護計画を作成し、サービス提供を行います

*単位数×10.84円（4級地）となります。

*「介護職員処遇改善加算Ⅰ（13.7%）」が加算されます。

『（月間合計単位×1.137×10.84）×介護保険負担割合証に記載されている負担割合=利用者負担額』

*「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（4.2%）」が加算されます。

『（月間合計単位×1.042×10.84）×介護保険負担割合証に記載されている負担割合=利用者負担額』

*新規の利用者へサービス提供した場合「初回加算（200単位）」が加算されます。

*介護職員等ベースアップ等支援加算（2.4%）が加算されます。

『（月間合計単位×1.024×10.84）×負担割合=利用者負担額』となります。

・利用料金

サービス利用料金については介護法報酬の公示上の金額とします。当該サービスにかかるサービス利用料金等については、当該サービスが介護保険給付の適用となる場合、利用者は所定の利用料金から介護保険給付額を差し引いた金額（利用者負担額）を支払うものとします。ただし、利用者がいまだ要支援認定を受けていない場合および介護予防サービス計画が作成されていない場合などで、法定代理受領ができない場合には、利用者は利用料金等の全額を事業者に対し、一旦支払うものとします。

曜日	サービス提供時間	サービス内容	介護保険適用有無	利用料（単位/月）	利用者負担額（円/月）
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					

1ヶ月当たりのお支払い額（介護保険を適用する場合）の目安

お支払い額の目安	基本単位数	利用料	利用者負担額
	単位	円	円

4. 利用料金等の請求および支払方法について

・利用料金、その他の費用の請求

1ヶ月ごとに計算し、請求します。請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月20日までにお届けします。

・利用料金、その他の費用の支払い

請求月の末日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。

① 現金による支払い

当事業所窓口でお支払いください。

② 事業者指定口座への振り込み

三菱東京UFJ銀行信濃橋支店 普通預金1142718

口座名義 株式会社スーパー・コート

※振込手数料は別途ご負担ください。

③ 金融機関自動払い込み利用による支払い

（ゆうちょ銀行・三井住友銀行・三菱東京UFJ銀行からお選びいただけます。）

5. 事業者の記録作成・交付について

利用者は、事業者が作成した利用者の介護予防訪問介護サービスの提供内容に関する記録を閲覧し、またその複写物の交付を請求することができます

6. 身体的拘束等の原則禁止について

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

又、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

7. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて従業者の人権意識の向上や、知識や技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取組める環境の整備に努めます。

8. 衛生管理について

事業者は訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

・利用者およびその家族等に関する秘密の保持

事業者およびサービス従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約が終了した後も継続します。

・個人情報の保護

事業者およびサービス従事者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際も第三者への漏洩を防止しなければならない。

10. 損害賠償について

事業者の責任により利用者に生じた損害については事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失がある場合には、事業者の損害賠償義務を減免する場合があります。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
補償の概要	対人・対物支払限度額 (1名・1事故) 1億円

11. 契約の終了について

本契約の有効期間は、契約締結の日から3ヶ月間ですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに同じ条件で更新され、以降も同様とします。

12. 当事業所介護予防に関する相談・苦情について

事業者は、自ら提供した訪問介護相当サービスに対する利用者の要望、苦情等に対して、迅速かつ適切に対応します。

・当事業所に対する相談・苦情は以下の窓口で受け付けます。

○	スーパー・コート 豊中桃山台訪問介護事業所 管理者 若宮 央貴	所在地 豊中市寺内2丁目13番4-303号 TEL:06-6151-2970 FAX:06-6151-2674 営業日 月曜日～日曜日（年中無休） 時間 午前9時00分～午後6時00分
○	豊中市役所 福祉部 長寿社会政策課	所在地 豊中市中桜塚3-1-1 第二庁舎3F TEL:06-6858-2837 FAX:06-6858-3146 営業日 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く） 時間 午前9時00分～午後5時30分
○	豊中市 『話して安心、困りごと相談』	所在地 豊中市中桜塚3丁目1番1号 TEL:06-6858-2815 FAX:06-6854-4344 営業日 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く） 時間 午前9時00分～午後5時15分
○	大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通りF Nビル内 TEL:06-6949-5418 FAX:06-6949-5417 営業日 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く） 時間 午前9時00分～午後5時00分

(註) 上記以外の市に住所を有する方は住所地の市・区役所が窓口となります。

1 3. 緊急時（事故発生時）の対応について

- ① 事業者は、訪問介護相当サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。
- ② 訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村や利用者の家族、利用者に係る訪問介護事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ③ 利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする

1 4. その他運営に関する重要事項

- ① 事業所は、福祉サービス第三者評価を受審しておりません。
- ② 事業所は、指定訪問介護に関する指定居宅サービス等基準条例施行規則で定める記録を整備し、指定居宅サービス等基準条例施行規則で定める日から 5 年間保存するものとする。

<介護職員処遇改善加算（I）>

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、創設される加算。

<初回加算>

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算。

<介護職員等特定処遇改善加算（II）>

介護人材確保のための取組をより一層進め、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるための加算。

訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明・交付年月日： 年 月 日

事業者

住所 大阪市西区西本町1丁目7番7号

事業者名 株式会社 スーパー・コート

代表者名 代表取締役 山本 晃嘉

事業所

所在地 大阪府豊中市寺内2丁目13番4-303号

事業所名 スーパー・コート豊中桃山台訪問介護事業所

管理者名 若宮 央貴

説明者名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

同意・受領年月日： 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名(自署) _____

印

自署が無理な場合の代筆者名 _____

家族

住所 _____

氏名 _____

印

続柄 _____

緊急連絡先

住所 _____

氏名 _____

(続柄 _____)

連絡番号 _____

(_____)

裏面に割印の押印をお願いいたします。